

●区の鳥「はくちょう」●

▼子どものための諸手当 種類・内容など

種 類	対 象	手当額 (月額)
児 童 手 当	3歳未満の児童	第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円 (児童1人につき)
児童手当特例給付	3歳未満の児童で、保護者が厚生年金等に加 入している場合	
児童育成手当 (育成手当)	父子・母子家庭(父または母が、死亡、生死 不明、離婚など)児童や父や母が重度の障害 を持つ家庭などの児童で、18歳になる年度の 末月(3月)までの児童	児童1人につき 13,500円
児童扶養手当	母子家庭または父が重度の障害を持つ18歳に なる年度の末月(3月)までの児童(中度以 上の障害がある場合は20歳未満)	児童1人の場合 全額支給 42,130円 一部支給 28,190円
児童育成手当 (障害手当)	20歳未満で心身に障害がある児童 ・愛の手帳1〜3度程度の児童 ・身体障害者手帳1〜2級程度の児童 ・脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童	児童1人につき 15,500円
特別児童扶養手当	20歳未満で心身に障害がある児童 ・愛の手帳1〜3度程度、その他精神障害 (精神病を含む)を有する児童 ・身体障害者手帳1〜3級程度(一部4級を 含む)、その他同等の障害を持つ児童	児童1人につき 1級 51,250円 2級 34,130円

※児童扶養手当は、支給要件該当から5年経過したときは、請求できない場合があります。

子どもたちの未来のために

子育てをバックアップ

区では、子育てについて若い世帯の負担を軽減するために、さまざまな手当や助成制度を行っています。
また、子育てや教育についてお悩みの方には、教育相談も受け付けています。ぜひ、皆さんご利用ください。
問合せ 児童課児童係



各種手当の 支給

次代を担う児童の健全な育成と資質の向上などを図るため、上表のとおり児童手当等を支給します。
これらの手当は、保護者からの申請が必要です。
また、所得制限などがありますので、くわしくはお問い合わせください。
▼現況届の提出を
児童手当、児童手当特例給付、児童育成手当を受けている方は、6月30日(火)までに現況届を提出してください。
提出がないと手当が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

乳幼児医療費 助成制度



乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の健全育成、保健の向上に寄与し、児童福祉の増進を図ることを目的に、乳幼児期のお子さんがけがをしたときや、病気になったときにかかる医療費の一部負担金を助成し、保護者の負担を軽減する制度です。
対象
① 6歳に達した日以降の最初の3月31日までに乳幼児で、
② 乳幼児、保護者とも区内在住者で、
③ 健康保険に加入していること。
助成方法 対象者に乳幼児医療証を交付し、その医療証を健康保健証と一緒に医療機関の窓口へ提示して、医療費の給付を受けてください。

学童クラブが 時間延長 しました

4月から、区内に6つある学童クラブの指導時間を1時間延長して、午前9時から午後6時までとしました。
今日、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化など、千代田区を取り巻く社会状況を踏まえ、児童館をご利用いただいている皆さんからのご要望を受けて決めたものです。

幼稚園就園奨励費

お子さんの幼稚園就園を奨励するため、保育料等の補助(減額・免除)をしています。
また、和泉幼稚園に通園している場合は、給食費も減額・免除します。
対象 区内在住で、お子さんを幼稚園に就園させていて、平成10年度の区民税所得割課税額が下表の条件に該当する世帯、または生活保護を受けている世帯
申込み 各幼稚園にある申請用紙に必要事項を書いて、平成10年度の区民税課税証

▼区民税所得割課税額(世帯計・年額)

保育料等 給食費	区立幼稚園		私立幼稚園
	一般保育	長時間保育	3〜5歳児
	10,000円 以下	30,000円 以下	101,200円 以下
	10,000円以下 (和泉幼稚園のみ)		

※区民税の特別減税が実施された場合は、課税額が変わります

明書を添えて、幼稚園へ提出してください。
問合せ 学務課学務係

お子さんについての 心配ごととは

登校拒否、学業不振、家庭でのしつけ、発育の問題など、お子さんのことなら何でもご相談ください(秘密は厳守します)。
※事前に電話でお申し込みください。
部(神田司町2-16 神田さくら館内) ☎3256-18140

子どもの 遊び場確保へ 補助金を支給

区では、地域の子どもたちに道路等を開放し、遊び場や遊ぶ機会を提供する町会等の団体に補助金を支給しています。
この制度に該当すると思われる団体は、申請手続きを行ってください。昨年度、補助金を受けた団体には、6月中旬までに申請書をお送りします。
なお、今年度から3町会3団体以上が合同で、行事等を実施する場合は、15万円を限度として補助することになりました。
申請期間 6月10日(火)〜30日(火)



財政状況の公表〔平成9年度下半期（平成9年10月1日～平成10年3月31日）〕



千代田小学校入学式

◆お知らせします◆

区の家計簿

本区財政の実態を区民の皆さんに正しく理解していただき、区政により一層のご協力をお願いするため、財政状況の公表を毎年2回行っています。

今回は、平成9年度下半期（平成10年3月31日現在）の財政状況と、平成10年度当初予算の概要をお知らせします。

問合せ 財政課

平成9年度 一般会計の概要（平成10年3月31日現在）

〔当初予算〕

平成9年度予算は、「修正千代田区基本計画」に盛り込まれた計画事業の具体化に向けて予算化を図るとともに、定住人口対策、地域福祉対策、商工振興対策、リサイクルの推進、街づくり、防災対策、教育環境の整備等、区政の緊急課題である事業の予算化を図り、区民福祉の総合的な向上を目指して、当初460億6,749万7千円を計上しました。

〔補正予算〕

上半期では公共用地購入経費、区制50周年記念に伴う区民体育大会経費の増額などで16億4,253万6千円の増額補正を行いました。また、下半期においても32億1,030万4千円の増額補正を行い、その主な内容はつぎのとおりです。

(1) 新ちよだまつり	15,000千円
(2) ホームヘルプサービス	29,371千円
(3) 番町小学校体育館耐震改修工事	78,782千円
(4) 市街地再開発事業推進経費の更正	△496,200千円

(5) 財政調整基金積立金（新規積立分）	790,000千円
(6) 区民福祉厚生基金積立金（新規積立分）	1,600,000千円
(7) 住宅整備基金積立金（新規積立分）	801,450千円

〔繰越明許費〕

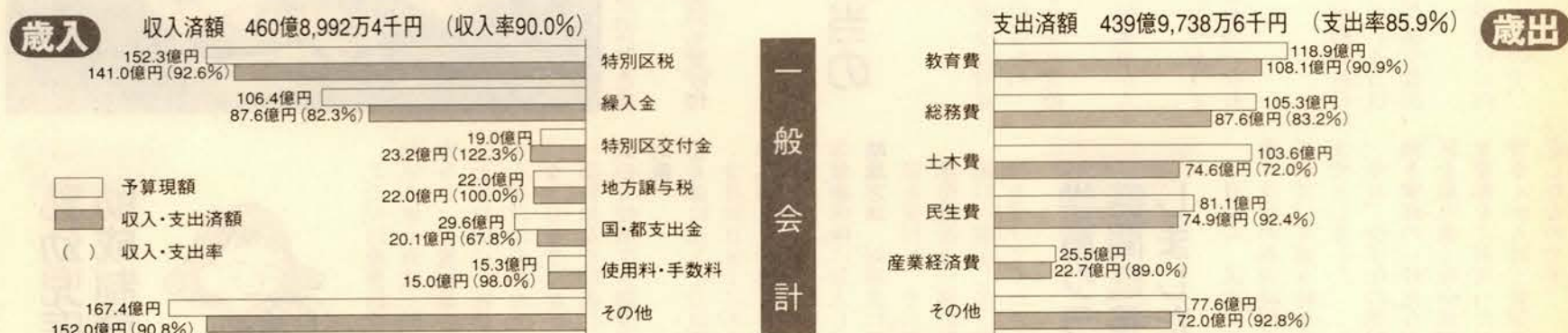
平成9年度に計上した経費のうち、その支出が翌年度にわたるため、平成10年度へ繰り越すことができる繰越明許費の限度額を、総額2億94万9千円と定めました。この内容はつぎのとおりです。

(1) 千代田区政50年史編纂事業	61,833千円
(2) 営団有楽町線永田町駅エレベーター整備事業	57,174千円
(3) 区道くさく跡の復旧工事	81,942千円

〔収入・支出の状況〕

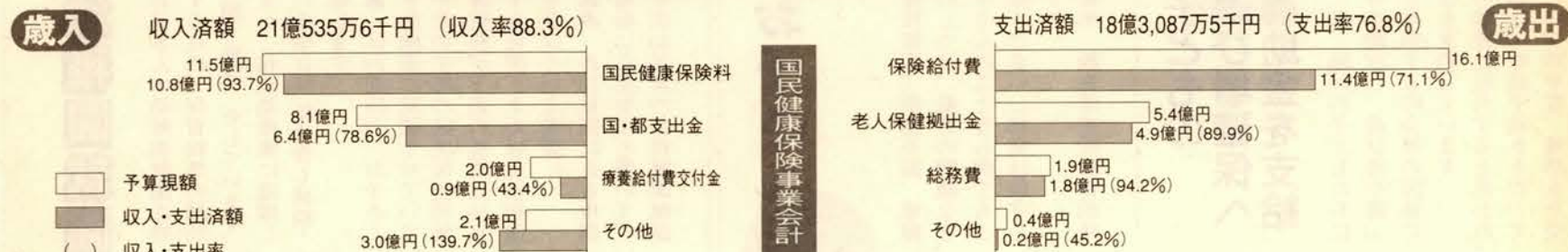
平成9年度の最終予算現額は、平成9年度の最終予算総額に、平成8年度からの繰越明許費2億7,968万9千円を加え、総額512億2万6千円となりました。なお、平成10年度3月末現在の収入・支出の状況はグラフのとおりです。

平成9年度予算執行状況（予算現額512億2万6千円）

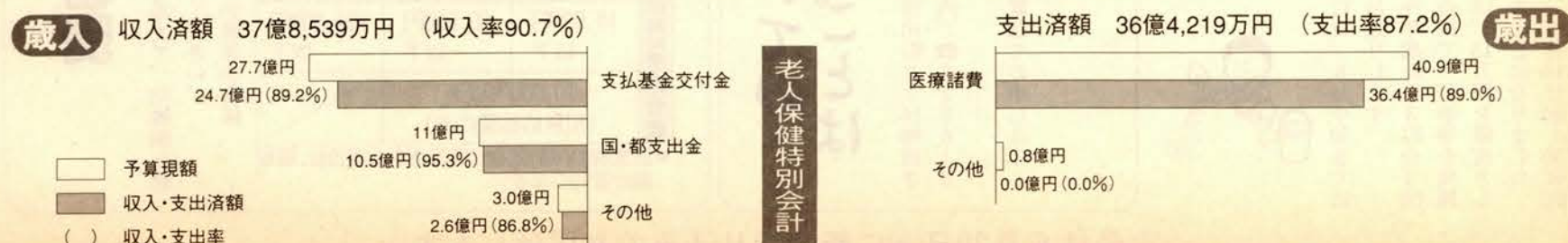


平成9年度 特別会計の概要（平成10年3月31日現在）

平成9年度予算執行状況（予算現額23億8,318万2千円）



平成9年度予算執行状況（予算現額41億7,574万3千円）



区民負担の概況

区の歳入は、区民の皆さんに納めていただく特別区民税や国・東京都からの補助金などによって構成されています。

そのうち、特別区民税調定額から区民1人当たり、1世帯当たりの負担額を計算すると右表のとおりとなります。

特別区民税 調定額(現年課税分)	1人当たり (人口39,811人)	1世帯当たり (世帯数18,705世帯)
102億4,464万1千円	257,332円	547,695円

※特別区民税調定額、人口および世帯数は3月末現在

区有財産 平成10年3月末現在

土地 232,423㎡ 学校、保育園、 保健所、福祉会館、 高齢者センター、 公園などの土地	建物 255,647㎡ 学校、保育園、 公会堂、福祉会館、 高齢者センター などの建物	有価証券等 36億4,842万円 株券・出資金等	基金 財政調整基金 91億 574万円 区民福祉厚生基金 116億5,860万円 非常災害対策基金 2億9,581万円 街づくり基金 133億6,077万円 教育施設整備基金 230億7,010万円 住宅整備基金 149億1,691万円 地域福祉活動支援基金 2億4,307万円 用品基金 800万円 計 726億5,900万円
--	---	---------------------------------------	--

※工作物および物品は省略

千代田区債

区が公共施設の建設や土地を購入する場合などには一時に多額の経費がかかるため、単年度の経常的な収入ではまかないきれません。

そこで、千代田区債（地方債）を発行し、必要な資金を調達しています。

また、区債には、将来その施設などを利用する人びとにも施設建設経費を負担していただくという、世代間の負担の公平を図る機能もあります。

平成10年3月末現在の千代田区債現在高は148億3,964万1千円で、内訳は右表のとおりです。

発行目的		平成9年9月末 現在高	平成9年度下半期		平成10年3月末 現在高
			発行額	償還済額	
普通債	総務債	159,178	0	25,823	133,355
	民生債	5,698,691	0	110,123	5,588,568
	衛生債	219,232	0	12,905	206,327
	土木債	857,311	1,247,000	17,074	2,087,237
	教育債	1,643,551	0	48,078	1,595,473
その他	住民税等減税補てん債	2,796,400	0	67,719	2,728,681
	臨時税収補てん債	0	2,500,000	0	2,500,000
合 計		11,374,363	3,747,000	281,722	14,839,641

※住民税等減税補てん債は、住民税の特別減税実施に伴う特別区民税の減収分を補うために発行したものです。

臨時税収補てん債は、税制改正により平成9年度より地方消費税が導入されましたが、初年度に關しては、収入見込みが、平年度ペースより少ないため、それを補うため発行したものです。

平成10年度当初予算の概要

平成10年度当初予算は、第1に、限られた財源をより一層重点的、効率的に配分し、千代田区実施計画（平成10年度～12年度）を確実に具体化することにより、「多様な人びとが住み、働き、集う、心豊かなまち千代田」の着実な実現を図ること、第2に区政の重点課題である定住人口の回復をはじめ、高齢者福祉、防災対策などについて、積極的に推進すること、第3に、「行財政効率化推進大綱」に盛り込まれた方策を着実に推進することなどにより、より一層の行財政の効率化を進め、区民要望に柔軟に対応できる健全な財政運営の確立を目指すことを基本として編成しました。

この結果、一般会計当初予算額は、447億2,263万9千円となり、平成9年度当初予算額に比べ、13億4,485万8千円の減となっています。

また、国民健康保険事業会計は、23億4,779万6千円で、3,538万6千円の減、老人保健会計は、44億1,026万6千円で、2億3,452万3千円の増となっています。

なお、一般会計及び国民健康保険事業会計については、保険料の改定などを内容とする条例の改正に伴い、同時補正を行いました。この結果、一般会計予算現額は、446億8,962万9千円で3,301万円の減、国民健康保険事業会計予算現額は、23億4,779万6千円で225万円の増となっています。

区 分	平成10年度 当初予算額(千円)	平成9年度 当初予算額(千円)	増減率 (%)
一般会計	44,722,639	46,067,497	△2.9
国民健康保険事業会計	2,347,796	2,383,182	△1.5
老人保健特別会計	4,410,266	4,175,743	5.6
計	51,480,701	52,626,422	△2.2

平成10年度一般会計当初予算の総額を1,000円に換算しますと、つぎのように使われます。

区の一般事務や 区民施設の管理に	福祉に	市街地整備・ 住宅関係に	道路・公園・ 河川に
220 円	201 円	124 円	107 円
学校教育関係に	社会教育に	中小企業や 消費者に	健康に
100 円	59 円	54 円	43 円
区債の返還に	区議会の運営に	防災・公害・ 緑化に	その他に
33 円	13 円	6 円	40 円

6月下旬～7月上旬

区民世論調査を 実施します

区では、区民の皆さんのご意見やご要望を区政に反映させるため「区民世論調査」を行います。

今回の調査では、例年の「定住性」「施設要望」等に加え、「広報広聴機能」「消費者問題」などについてお聞きします。

調査員が皆さんの自宅へ伺いますので、ご協力をお願いいたします。

調査対象 区内在住の20歳以上の方1千名（無作為抽出）

※事前に調査依頼の「確認ハガキ」を送付します。

調査機関 ㈱サーベイリサーチセンター

問合せ 広報課広聴相談係

「存知ですか！ 区政案内相談コーナー」

区役所1階の「区政案内相談コーナー」は、区政に関する相談や区行政資料の貸し出し、閲覧などができます。

また、6月から区の有償刊行物の販売も始めましたので、ご利用ください。

問合せ 広報課広聴相談係

6月10日から販売開始

「新編千代田区史」

千代田の新たな歴史書「新編千代田区史」が完成しました。この区史は、千代田の特徴を歴史的観点から浮き彫りにした「通史編」「通史資料編」、区政の半世紀を記した「区政史編」「区政史資料編」「年表・索引編」の5編から構成されています。

郷土「千代田」の辿った歴史をあらためて知る絶好の機会です。

ぜひ、ご一読ください。

価格 9千円（5巻1セット／約4,200頁）

申込み 区史資料担当



平成12年4月

特別区制度の改革 実現！

もっと身近に、もっと便利に…

区では、区民の皆さんや区議会とともに、永年にわたり、特別区制度の改革実現のための運動を進めてきました。その結果、今国会で必要な法律が成立し、平成12年4月から制度改革が実現されます。これにより、特別区は、基礎的な地方公共団体として位置付けられることとなります。

また、清掃事業をはじめ、多くの事務が東京都から移管されます。さらには、区の財政運営の自主性も強化されます。区では、今後も、区民サービスの一層の向上を図り、私たちの住むまち千代田が区民の皆さんにとって、より身近なものとなるよう引き続き体制の整備に努めていきます。

制度改革の3つの柱

住民がゆとりと豊かさを
実感できる地域社会を実現
するため、国の権限を大幅
に地方に委譲し、国と地方
の関係を対等なものとする
「地方分権」の推進が、現在
強く求められています。

特別区制度改革は、この
「地方分権」の流れに沿っ
たものといえます。

特別区制度改革が実現す
ることで、これからの全国
的な「地方分権」の成果が、
特別区へも適用されるもの
と期待できます。

今回の特別区制度の改革
は、つぎの3つの大きな柱
を中心とした内容になって
います。

1 区の性格を 改めます

特別区（都内23区）は現
在、市とはほぼ同じ権能を持
ち、住民生活に身近な事務

2 区でできる 仕事を増やします

区と都の役割分担を明確
にし、区民の生活に身近な
事務は極力特別区が行うこ
ととなります。

これにより、特別区は地
域の実情に応じた、よりき
め細かな施策を展開するこ
とができるようになります。

都から区に移管される仕
事には、例えば、つぎのよう
なものがあげられます。

3 区の財政自主権を 強化します

特別区が主体的に教育に
取り組むことで、それぞれの
地域の実情にあった教育
が展開できるようになりま
す。

さらに、有害物質を含む
家庭用品の規制など、保健
所の行う事務についてもそ
の拡大が図られます。

なお、上・下水道、消防な
どの事務については、広域
処理および一元の運営が必
要なことから、制度改革実
現後も引き続きが行うこと
となります。

特別区が主体的に教育に 取り組むことで、それぞれの 地域の実情にあった教育 が展開できるようになりま す。



特別区が主体的に教育に
取り組むことで、それぞれの
地域の実情にあった教育
が展開できるようになりま
す。

現在、都が課税し
ている市税相当分の一部を
区に移譲します。

このため、今回の制度改
革により、現在、都が課税し
ている市税相当分の一部を
区に移譲します。

改正内容をご理解をいた
だき、選挙の際は、大切なあ
なたの一票を無駄にしない
よう必ず投票しましょう。

投票が
しやすくなります

投票時間などが午後8時まで
になりました

投票が
しやすくなります

不在者投票が
しやすくなります

不在者投票が
しやすくなります

目指すもの 公共団体に位置付け

事業の移管等

関するまとめ（協議案）
による
務
に関する事務
の組織及び運営に関する法
務
及び清掃に関する法律に関

する事務
等に伴う一般廃棄物処理業
に関する特別措置法に関する
事務
長）の事務
有する家庭用品の規制に関

制に関する事務
する事務
及び清掃に関する法律に定
指導員に関する事務
する事務

業）、委任等による対応を協議する
れています。

配置の見直し

特別措置の見直し
（除く）
の規定の廃止
定の廃止
の改正など
する見直し
財源の拡充
制度の改正
の特別措置の見直しなど
置の見直し
法上の特別措置の見直し
の「市」に関する規定の適
ての見直し

特別区制度改革が 基礎的な地方

事務

「都区制度改革
（平成6年9月）
☆一般市（長）の
・都市計画
・地方教育行
律第59条の
・廃棄物の処
する事務
・浄化槽法に
・下水道の整
等の合理的
事務
☆保健所設置市
・有害物質を
する事務
・化製場等の
・食品衛生に
・廃棄物の効
める環境保
・浄化槽法に

区でできる仕事を増やします

特別
☆地方自治法上
（税財政制度）
・区長委任条
・調整条例の
・廃置分合規
☆税財政制度に
・特別区の財
・都区財政調
・地方債許可
☆その他の特例
・国民健康保
・その他の法
用関係に二

区の性格を改め財政自主権を強化します

現行特別区制度の見直し

清掃事業が区の仕事になります

条件整備の 達成に向け最大限の 努力をします

今回の特別区制度改革の
実現にあたっては、清掃事
業の移管をいかに円滑に実
現するかということが大き
なポイントとなっています。
現在、東京都が23区を一
つの地域として清掃事業
を行っています。
清掃車の車庫や清掃工場
も都が一括して整備してき
たため、区ごとで清掃関連
施設の配置にばらつきが生
じています。
特別区制度の改革後、特
別区で清掃事業を行ってい
くためには、各区内のごみ
を自分の区内で処理するこ
とが原則（区内処理の原
則）とされています。
千代田区を含め、直営清
掃車の車庫を有していない
13区については、移管時ま
でにその整備を図ることが

必要です。
千代田区では、地元周辺
の皆さんのご理解とご協力
を得て、飯田橋3丁目に直
営清掃車の車庫を整備する
こととしています。
今年度中に施設の建設に
着手し、平成11年末の完成
を目指し、準備を進めてい
るところです。
また、千代田区をはじめ
一つの地域として清掃事業
を行っている、これまで都が計画的
に整備を行うこととしてい
ました。
しかしながら、近年のご
み量の減少や、平成9年度
に可燃ごみの全量中間処理
体制が確立されたことによ
り、工場建設計画の見直し
が図られました。
千代田区については、当
面、主に紙類の資源回収を
推進するため、リサイクル
関連施設を建設する計画と
なっています。
清掃事業の移管後は、
千代田区が工場建設に責任
を

地球環境を守るため、限
りある資源の有効活用を図
ることが大切です。
そのためには、徹底した
ごみの発生抑制に努めた清
掃・リサイクル事業の展開
が求められます。
清掃事業が移管される
と、これまで区が独自に進
めてきたリサイクル事業と
清掃事業を一体的に推進す
ることができそうです。
区では、従来のリサイク
ル事業を一層充実したもの
にし、効率的な資源循環シ
ステムの構築を目指してい
きます。

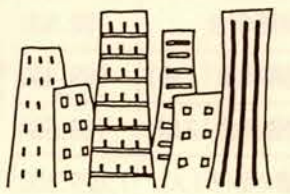
深刻化する
東京のごみ問題

東京23区からは、毎日膨
大な量のごみが排出されて
います。
このごみのうち、燃える
ごみは清掃工場で焼却処理
され、不燃ごみや粗大ごみ
は破碎処理施設で破碎処理
された後、中央防波堤外側
埋立処分場」に埋め立てて
きました。
しかし、この処分場が満
杯に近づいたために、東京
都では、新たに現在の処分
場のさらに沖合に「新海面
処分場」を建設し、供用を開
始しました。
この「新海面処分場」は、
東京23区内に設置できる最
後の最終処分場といわれて
います。
しかしながら、「新海面処
分場」の埋立期間も現在の
ごみ量をもとに計算する
と、概ね15年間とされてい
ます。
23区内にあたたな最終処
分場を確保することが難し
い現状を考えると、「新海面

家庭や会社から出される
ごみの中には、資源として
十分活用できるものが、ま
だたくさん含まれていま
す。びん、缶、ペットボ
トルや新聞紙などは、捨て
ばごみとなってしまいます。
しかし、少し工夫して、
きちんと手元で分別を行え
ば、立派な資源として役立
てることができるのです。
限りある資源を有効に活
用し、ごみとしないための
努力を心掛けていくことが
大切です。
皆さん一人ひとりの手で
大切な地球環境を守り、地
球にやさしい社会を築き
上げていきましょう。

特別区制度改革などの
問い合わせは、
制度改革担当課まで

都市計画案の縦覧



6月8日(月)から6月22日
(月)までの土・日曜日を除き、
つぎの都市計画案が縦覧で
きます。

「都市計画道路環状2号
線（港区新橋一丁目～門間）
建設事業」および「環状2
号線新橋一丁目～門間地区第二
種市街地再開発事業」の見
解書が、6月16日(火)に公示
され、つぎのとおり縦覧で
きます。また、環境保全の
見地から意見のある方は、
意見書を提出できます。
縦覧期間 6月17日(水)～7
月6日(月)（ただし、土・日
曜日を除く）
縦覧時間 午前9時30分
～午後4時30分
縦覧場所
・(一)環境土木部環境保全課
・(二)環境保全局環境管理部
環境影響評価審査室（都
庁第一本庁舎北塔36階）
・(三)多摩環境保全事務所
（立川合同庁舎4階）
※なお、見解書は千代田図書

都市計画道路建設事業、 市街地再開発事業の 見解書、縦覧と説明会

縦覧場所・意見書の提出先
館四番町図書館 神田公園
出張所でも閲覧できます。
意見書の提出期限 7月16
日(木)
意見書の提出先 氏名、住
所、対象事業の名称、意見
を書いて、(一)環境保全局
環境管理部環境影響評価
審査室（〒163-8001 新
宿区西新宿2-8-1 都
庁第一本庁北塔36階）
へ。
■説明会
見解書の内容についての
説明会を行います。
とき 6月26日(金)午後7時
～9時
場所 一橋中学校（一ツ橋
2-6-14）
※希望者は当日直接会場へ
問合せ (一)建設局再開発部
計画課 ☎5320-154
54

平成10年度特別区民税・都民税の税額通知書等が例年より遅れます

平成10年度特別区民税・都民税について、追加の特
別減税が実施されます。
このため、例年5月中旬
に給与支払者にお送りして
いる特別徴収税額通知書と、
6月中旬に事業所得者の方
などにお送りしている普通
徴収税額通知書は、今年度
に限り、それぞれ6月中旬
と下旬になります。
これに伴い、普通徴収の
第1期の納期限（例年は6
月末日）も、今年度に限り
7月末日に変更されますが、
は今年度に限り、6月30日

（火）となります。
問合せ 特別減税、税額通
知書、給与支払報告書に
ついては税務課課税係へ、
税証明については税務課
納税係へ。

■6月は固定資産税・都市
計画税第1期分の納期
固定資産税・都市計画税
の納税通知書を6月10日（水）
に発送しますので、お近く
の金融機関、郵便局または
都税事務所等で6月30日（火）
までにお納めください。ま
た、納税には便利な口座振
替が利用できますので、く
わしくは都税事務所へお問
い合わせください。
問合せ 千代田都税事務所
☎3252-7141

女性の健康づくり健診&骨粗しょう症健診

●女性の健康づくり健診
健康診査を受ける機会が
少ない女性の健康づくりを
推進するために、骨粗しょう
症健診を含めた総合的な
健康診査を実施します。
とき・会場など 下表のと
おり
対象 区内在住で18～39歳
の女性30名（先着）
診査項目 問診、身体計測、
体脂肪・握力・血圧測定、
診察、尿検査、血液検査、
胸部エックス線検査、骨
密度測定、歯科健診
受診料 無料
●骨粗しょう症健診
骨密度は30歳前後をピー
クに減少します。その低下
を抑えるためには栄養・運
動が大切です。
一度骨密度を測って、骨
粗しょう症の予防を考えま
しょう。
とき・会場など 下表のと
おり
対象 区内在住、在勤、在
学者40名（先着）
診査項目 問診、身体計測、
体脂肪・握力・血圧測定、
骨密度測定
受診料 区民は無料、在勤、
在学者は1千400円
※エックス線を使用します
ので、妊娠中の方は受診
できません。

▼女性の健康づくり健診・骨粗しょう症健診 とき・会場など

会場・申込み	日程	女性の健康 づくり健診	骨粗しょう症 健診	申込開始日
神田保健所 (神田錦町3-10) ☎3291-3941	健診日 7月6日(月) 結果日 7月17日(金)	午前9時～ と10時～ 午後1時～	午後1時30分～ と2時30分～ 午後1時30分～	6月18日(木) 午前9時～
麹町保健所 (平河町2-7-4) ☎3221-1311	健診日 7月13日(月) 結果日 7月27日(月)	午前9時～ と10時～ 午前9時～	午後1時30分～ と2時30分～ 午後1時30分～	6月9日(火) 午前9時～

都民住宅 カサ・グランデ水道橋

入居者募集中

中堅勤労者を主な入居対
象とする「都民住宅」が、
三崎町に建設され、現在入
居者を公募しています。
今回募集の「都民住宅」
は、民間の土地所有者が建
設した良質なファミリータ
イプの賃貸住宅を、東京都
の指定法人が管理を受託す
るもので、東京都の助成に
より入居者の家賃負担が軽
減されます。
所在地 三崎町2-4-1
外(地番)
募集戸数 15戸(2LDK
および3LDK)
※15戸のうち、6戸は区内
在住、在勤者向けの地元
割当
入居予定 9月
申し込みできる方
つぎの①～⑤の条件をす
べて満たす方
①区内在住または在勤の方
②現に同居または同居しよ
うとする親族(内縁、婚
約者を含む)がいる方
③収入が定められた基準内
である方
④現に自ら居住するための
住宅を必要とする方
⑤連帯保証人を立てられる
方
申込書の販売 6月8日(月)
まで、東京都不動産相談
室(有楽町交通会館地下
1階)ほかで1部300円で
販売。販売場所の案内は、
テレホンサービス(☎5
273-4600)。
申込み 申込用紙に必要事
項を書いて、6月8日(月)
までの消印で10日(火)(必
着)までに、都民住宅都住
宅・まちづくりセンター
(☎5273-2141)へ。
この事業計画の作成は、
5年間の介護保険サービス
の種類や見込み量等を決め
ていく、とても重要な取り
組みです。
そのため、区民の皆さん
の意見を十分聴いて、作成
したいと考えています。
そこで、作成委員会を設
け、その委員として、在宅
介護を経験されている方、
福祉に関心のある方などを
募集します。
対象 区内在住者若干名
任期 7月から平成12年3
月まで
申込み 応募の動機を200字
程度にまとめ、住所、氏
名、性別、年齢、電話番
号を書いて、6月19日(金)
(必着)までに郵送で福
祉部介護保険準備担当課
(〒102-8688九段南
1-6-11)へ。
※申し込み多数の場合は、
選考になります。

千代田区 介護保険事業計画 の作成委員を募集

腸管出血性大腸菌O157
の多くは、家庭内での感
染が疑われています。
家庭で食中毒が発生す
ると、風邪や寝冷えと間
違えやすく、適切な処置
が遅れて重症になること
もあります。
腸管出血性大腸菌O157
を「付けない、増や
さない、殺す」の3原則
を守り、見た目にきれい
かどうかだけではなく清
潔で衛生的な台所にする
ことが大切です。
問合せ 神田保健所 ☎3
291-3641、麹
町保健所 ☎3221-
1311

国民健康保険

国民健康保険では、東京
近県の行楽地、温泉地の旅
館と契約し、加入者の皆さ
んが割安料金で利用できる
保養施設を開設しています。
利用方法や旅館名などく
わしくは、4月にお送りし
た「国保のてびき」をご覧
ください。
問合せ 国保年金課管理係
金係

国民年金

国民年金の年金額は左表
のとおりです。
問合せ 国保年金課国民年
金係

種 類	年金額
老齢基礎年金	799,500
障害基礎年金(1級)	999,400
障害基礎年金(2級)	799,500
遺族基礎年金(子1人)	1,029,500
10年年金	485,700
5年年金	413,400
障害年金(1級)	999,400
障害年金(2級)	799,500
母子年金(子1人)	1,029,500
老齢福祉年金	409,600

国民健康保険の免除制度

保険料を未納しておく

生涯学習・スポーツの
申し込み、問い合わせは
●生涯学習…生涯学習振興課
〒102-0074 九段南1-5-10
(九段社会教育会館内) ☎3234-2841
●スポーツ…スポーツ振興課
〒101-0042 神田東松町22
(旧千桜小学校) ☎3256-8444

スポーツ

子ども水泳教室

とき 7月1日(水)、3日(金)、
7日(火)、8日(水)、10日(金)の
計5回、午後3時～5時
会場 昌平童夢館(外神田
3-4-7)

対象 区内在住、在学の小
学生で、泳げないか10m
程度しか泳げない方100名
(抽せん)

指導 千代田区水泳連盟
申込み 往復ハガキに「子
ども水泳教室」、住所、
氏名、年齢、性別、学校
名、学年、電話番号を書
いて、6月19日(金)(必着)
までにスポーツ振興課へ。

子ども釣り教室 (ます釣)

とき 7月5日(日)午前6時
30分区役所前集合・出発
場所 秋川国際マス釣場
(あきる野市養沢)

対象 区内在住、在学の小
学校3年生から中学校3
年生まで40名(先着)
参加費 1千円(傷害保険
料を含む)

アควアビクス 教室

とき 7月7日～8月25日
の毎週火曜日の計8回、
午後3時～4時30分
会場 神田さくら館(神田
区町2-16)

対象 区内在住、在勤の初
心者30名(抽せん)

指導 坂井陽子氏(スポー
ツ指導員)

申込み 往復ハガキに「ア
クアビクス教室」、住所、
氏名、年齢、電話番号、
(在勤の方は、勤務先名、
所在地、電話番号を追記)
を書いて6月26日(金)(必
着)までにスポーツ振興
課へ。

ゴルフ初心者 講習会

とき 7月8日～8月26日
の毎週水曜日の計8回、
午後2時～4時
会場 旧千桜小学校校庭
(神田東松町22)

対象 区内在住、在勤の初
心者30名(抽せん)

指導 千代田区ゴルフ協会
参加費 800円
申込み 往復ハガキに「ゴ
ルフ初心者講習会」、住所、
氏名、年齢、電話番号、(在
勤の方は、勤務先名、所在
地、電話番号を追記)を書
いて6月19日(金)(必着)ま
でにスポーツ振興課へ。

生涯学習

サークル学習会等の 講師謝礼を 一部負担します

区内で社会教育活動をし
ているグループやサークル
の学習会などの講師謝礼を
一部負担します。

対象 つぎの条件をすべて
満たす団体

- ①10名以上の会員がいて、
区内在住者が半数以上。
- ②年6回以上の学習会など
を計画している。
- ③会費を徴収して自主財源
を持っている。
- ④区内在住者の新規入会希
望に応じられる団体。

申込み 所定の申請書で、
学習会等開催日の前月20
日までに、直接生涯学習
振興課へ。

※負担した総額が、年間の
予算額を超えた場合は、
そこで締め切ります。

この秋香る千代田の文化 第19回 区民文化祭 出演者募集

コーラスや管弦楽を楽し
み、活動されている皆さん。
日ごろの練習の成果をカザ
ルスホールで発表してみま
せんか。

●オーケストラフェスティ
バル

とき 11月7日(土)午後3時
ごろ開演予定

●コーラスフェスティバル
とき 11月8日(日)正午開演
予定

いづれもー

会場 カザルスホール(神
田駿河台1-6)
対象 区内で活動する自主
サークル

申込み 区立施設にある所
定の申込書で、7月17日
(金)までに直接生涯学習振
興課へ。

日本大学歯学部公開講座 口腔保健と 全身の健康

とき 講師・テーマ
▼6月13日(土)午後1時30
分～2時40分 丸山隆司
氏(日本大学講師)による
講演「正しく知ろう放
射線」、▼午後2時50分～
3時50分 小室誠信氏
(日本大学助教授)によ
る講演「歯による個人識
別について」

会場 日本大学歯学部2号
館地下1階第2講堂(神
田駿河台1-8-13)

対象 区内在住、在勤、在
学者および希望者120名
問合せ 日本大学歯学部庶
務課 ☎3219-8000

※希望者は当日直接会場へ。

内職技術講習会 「ペン習字」を開催

内職者と内職希望者のた
め、上手なあて名書きの技
術を身につけるペン習字の

講習会を行います。

講習会を行います。

とき 7月6日(月)、7日(火)、
13日(月)、14日(火)、15日(水)、
16日(木)、21日(火)、22日(水)、
23日(木)、28日(火)の計10日
間、午前9時45分～11時
45分

会場 中小企業センター
(神田錦町3-21)

講師 青木聖豪氏(日本書
写技能検定協会審査員)、
猿田創望氏(同右)

対象 内職を希望する区内
在住者30名(先着)

受講料 無料(教材費は自
己負担)

申込み 電話で、6月10日
(水)午前10時から商工振興
課商工観光係へ。

第20回 消費生活展 参加団体募集

消費生活展は、区内の消
費者グループなどが日ごろ
の学習成果を発表したり、
生活関連企業の展示や各種
相談など、消費生活を考え
る場として毎年行っていま
す。

今年第20回記念として
11月13日(金)、14日(土)に行
います。皆さんの日ごろの学
習成果を発表してみませ
んか。

対象 区内在住、在勤、在
学者で、日ごろ消費生活
に関する問題を学習して
いる団体

申込み 7月31日(金)までに、
電話または直接商工振興
課消費経済係へ。

千代田区男女共同参画センターのオープンに向けて

センターの愛称 運営アドバイザー 一時保育者 募集

深刻な経済不安、低年齢化する性の商品化、増える青少
年の被害事件、苛酷な労働状況、加速する少子高齢化…
社会の健康は音をたてるかのように崩れてきています。
日々の雑事に追われがちな今、足を止めて、さまざまな視
点から、時代の変革に沿った社会システムや人の営みの基
盤となる女性と男性の対等なパートナーシップのあり方を
みんなで考えてみるべきではないでしょうか。

一人ひとりが「等しく生きていく」と実感できる社会つ
くりの活動拠点として、今年10月、ちよだパークサイドプ
ラザ5階に、千代田区男女共同参画センターを開設します。
活力ある実践的な活動の場とするため、皆さんの応募、
ご協力をお願いします。

センターの機能

- ①情報 男女平等に関する
情報・資料を収集・整備
し、提供します。
- ②学習 多様なニーズに
合った講座、講演会など
を開催します。
- ③支援 小規模の会合の場
や、活動資料・広報紙づ
くりなどの作業の場を提
供します。また、センター
で行う講座・講演会に積
極的に参加できるように、
一時保育を実施します。
- ④相談 男女平等に関する
問題について、相談を受
け付けます。また、テー
マを設けて、同じ悩みや
問題を感じている方同士
が、体験を語り合いなが
ら問題解決の力を培うカ
ウンセリング的な相談も
取り入れていきます。

募集します！

■センターの愛称
親しみやすい愛称をハガ
キでお寄せください。

■運営アドバイザー
センターの事業や広報誌
などの企画や計画づくりに
参加してみませんか。

■一時保育者バンク
短時間の保育サービスを行
うために、区民の主
体的なファミリーサポート

制度です。

保育者登録要件 区内在住、
在学、在勤の18歳以上の
健康な方で、保育士資格、
幼稚園教諭資格、または
育児経験のある方

謝礼金等 1時間の保育に
つき1千200円、交通費は
実費支払い

試行期間 「一時保育者バ
ンク」制度の試行期間と
して、平成10年度はセン
ター主催の講座、講演会
事業にのみ、ご協力いた
だく予定です。

登録方法 男女平等推進担
当課で配布している登録
用紙を提出してください。
後日「一時保育者バン
ク」登録者カードを送付
します。

申込み 6月30日(火)(消印
有効)までに、男女平等推
進担当課(〒102-8688
九段南1-6-11)へ。

いづれもー

改正男女雇用機会 均等法セミナー

とき 6月25日(木)午後1時
30分～4時
会場 千代田区公会堂(九
段南1-6-17)

対象 企業の人事労務担当
者等50名(先着)

申込み 電話で、6月12日
(金)までに労働省東京女性
少年室(☎3814-5
372)へ。

**ちよだパーク・児童館**

●パークサイドプラザ(神田和泉町1)

☎3864-8931

☆料理会「いなりずしとのりまきを作ろう」 6月13日(出)午前9時30分～午後2時30分、小学生以上を先着20名募集。保護者の参加も可。

☆プール休場 6月23日(火)～7月1日(水)の間、清掃のためプールを休場します。

●一番町児童館(一番町10)

☎3230-0866

☆子育て支援懇談会「簡単ケーキを作って食べて、おしゃべりしませんか」 6月18日(木)午前9時30分～11時30分、保

育あり。

●西神田児童館(西神田1-3-4)

☎3294-0631

☆親子バスハイク「おとうさん出番ですよ」 6月27日(出)清水公園へ、6月15日(月)から親子先着50名を募集。

●神田児童館(外神田3-4-7)

☎3253-6021

☆親子バスハイク「自然をエンジョイ」 6月27日(出)佐倉草ぶえの丘へ、親子先着50名を6月8日(月)から募集。

☆ドッジボールや鬼ごっこで遊ぼう!! 6月15日(月)午後3時～4時30分、昌平小学校校庭。

**富士見福祉会館・高齢者センター**

●富士見福祉会館(富士見2-3-6)

☎3262-1045

■福祉講座

とき 6月21日(日)午後1時30分～3時30分

テーマ 「お洗濯で失敗しないために」

講師 小ノ澤治子氏(昭和女子大学生活科学部教授)

※お気軽にご参加ください。

●高齢者センター

☎3265-3981

高齢者の健康づくりのため、つぎの相談を行っています。お気軽にご利用ください。

▽健康相談

とき 毎週火・水・金曜日(第1・5水曜日は除く)の午後

1時～3時

内容 内科医師による保健指導(毎月第2火曜日は、整形外科の相談)

▽リハビリ相談

とき 毎週火・金曜日の午後1時30分～3時30分

内容 理学療法士による機能回復訓練の個別の相談と助言指導(第2金曜日、第4火曜日の午後1時30分からはリハビリ体操を行います)

▽歯科相談

とき 毎月第4月曜日の午後1時30分～3時(6月、8月、12月、3月を除く)

内容 神田・麴町両保健所の歯科衛生士による相談

**いきいきプラザ一番町 (一番町12)**

☎3265-6311

■着衣泳教室(無料)

衣服や靴を着用中に、水難事故にあった場合の対処方法を学びます。

とき・クラス 6月27日(出)、午後2時～＝小学校1～3年生(保護者同伴)、午後3時～＝小学校4～6年生(保護者同伴も可)、午後4時～＝中学生以上

会場 いきいきプラザ一番町

定員 各クラス16名(先着)

持ち物 水着、水泳帽、長袖の衣服、長ズボン、運動靴、靴下、ビニール袋、あればウィンドブレーカー

※靴はあらかじめ汚れを落としてお持ちください。

申込み 6月8日(月)～26日(金)の間に、電話、ファクシミリまたは直接いきいきプラザ一番町事務室(☎3265-6317)へ。

※当日の午後1時以降はプールの個人利用はできません。

●一番町高齢者在宅サービスセンター☎3265-6131

■家族介護者教室(無料)



寝たきりや痴呆性的高齢者を介護している方に、介護の知識・技術を学んでいただきます。

とき 6月27日(出)午前11時～午後4時

会場 いきいきプラザ一番町

対象 区内にお住まいで、寝たきりや痴呆性的高齢者などを介護している方

テーマ 「高齢者の食事について」

講師 一番町特別養護老人ホーム管理栄養士

申込み 電話で、一番町高齢者在宅サービスセンターへ。

**図書館**

●千代田図書館(九段南1-6-11)

☎3264-0151

☆特別整理のため休館

6月23日(火)～7月1日(水)の間、特別整理のため休館します。

四番町図書館、ちよだパークサイドプラザ区民図書室、昌平・神田まちかど図書館は開館していますので、ご利用ください。

☆本のリサイクル

使用しない本を、1人10冊まで無料で差し上げます。

とき 6月30日(火)午前9時30分～午後4時30分

対象 区内在住、在勤、在学者

いんぷおめーしょん

■料理講習会「高齢者の健康と食事」参加者募集

高齢者の方々が健康で豊かな生活が送れるよう、元気が出るお料理を紹介します。

とき 6月25日(木)午前10時～午後2時

会場 麴町保健所(平河町2-7-4)

講師 田口道子氏(料理研究家)

対象 区内在住者および食事ボランティア活動などに関心のある方24名(先着)

参加費 500円

申込み 電話で、6月18日(木)までにちよだボランティアセンター(☎3265-0882)へ。

※当日は筆記用具、エプロンをご持参ください。

■千代田区社会福祉協議会職員募集(若干名)

昭和42年4月2日～昭和52年4月1日生まれで、社会福祉士などの資格のある方を6月8日(月)から募集します。試験日は、7月12日(日)です。

くわしくはお問い合わせください。

問合せ 千代田区社会福祉協議会☎3262-5844

■OA講座実践編

ウィンドウズ95、マイクロソフト・エクセルで、表やグラフ・データベース機能を学びます。

とき 金曜日コース＝7月3日・10日の午後1時～7時、土曜日コース＝7月4日・11日の午前10時～午後5時まで

※いずれも2日制

※手提げ袋をご用意ください。

●四番町図書館(四番町1)

☎3239-6357

☆おはなし会

6月26日(金)、幼児向け＝午後2時30分～3時、小学生以上＝午後3時30分～4時

☆日曜映画会



6月21日(日)午後1時30分～、「奥様は魔女」

会場 中小企業センター(神田錦町3-21)

対象 区内中小企業経営者ならびに従業員の方で、ウィンドウズ95の基本操作のできる方各曜日とも20名(抽せん)

使用機種 NEC98ノート

受講料 1万500円

申込み 往復はがきに、「OA講座実践編」、希望コース、住所、氏名、電話番号、勤務先の名称・所在地・電話番号を書いて、6月15日(月)(必着)までに(助)ちよだ中小企業センター(〒101-0054神田錦町3-21☎3233-1461)へ。

■専門の相談員による緊急特別経営相談を開設

場所 月・金曜日＝区民相談室(千代田図書館入口横)、火・水・木曜日＝中小企業センター(神田錦町3-21)

問合せ (助)中小企業センター☎3233-1461

■講演会「外国を知るシリーズ『アルゼンチン』」

とき 6月30日(火)午後2時～4時

会場 九段社会教育会館(九段南1-5-10)

講師 ミゲル・ゴメス・アギーレ氏(アルゼンチン共和国大使館プレス・文化担当参事官)

参加費 500円

申込み 6月23日(火)までに虹の会事務局、曾根(☎3261-1088)、大竹(☎3865-7571)、中(☎3261-5005)へ。

ハンディキャブ「は・あ・と」貸出開始!

歩行が困難な方でも、楽に乗り降りできる座席可動型ワゴン車、ハンディキャブ「は・あ・と」を会員制で貸し出しています。

運転ボランティアも募集していますので、くわしくはお問い合わせください。

問合せ 千代田区社会福祉協議会☎3262-5844